

大洲市森林^{もり}づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）により、事業主体が行う大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、大洲喜多地産地消の家づくり協議会（以下「協議会」という。）の登録工務店等（以下「登録工務店等」という。）が、在来工法により、市内で生産された木材又は製材品（以下「市産材」という。）を使用して建築する木造住宅とする。

(事業主体)

第3条 この要綱において事業主体は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住するために市内に補助対象住宅を新築する者
- (2) 自ら居住するために市内に建築された補助対象住宅を購入する者
- (3) その他市長が特別に必要であると認めた者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、主要部材使用された市産材の材積（立方メートル単位）に10,000円（以下「補助単価」という。）を乗じた金額（千円単位とし、千円未満は切り捨てる。）とする。ただし、300,000円を上限とする。

2 市分譲地を新たに購入し、対象住宅を新築する場合にあっては、補助単価を15,000円とし、500,000円を上限とする。

(事業計画の承認申請)

第5条 事業主体（第3条第2号に該当する場合においては、登録工務店等。以下第12条第2項及び第3項において同じ。）は補助金の交付を受けようとするときは、補助対象住宅の建築に着手する前に、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 協議会が発行した市産木材伐採確認書（実施要領第4 様式第1号）
- (2) 建築確認書の写し又は建築工事届の写し
- (3) 建築契約書等の写し（登録工務店等が申請する際は不要）
- (4) 平面図の写し及び位置図の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の伐採確認書については、南予の原木市場が発行した南予産木材購入証明書（実施要領第4 様式第2号）に替えて提出することができる。

3 登録工務店等が申請を行い、次条により承認された計画は、当該計画に係る補助対象住宅を完成後に売買契約が締結された際、買主がその内容を承継する。

（事業計画の承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画承認通知書（様式第2号）により、事業主体又は登録工務店等に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画承認通知書

(2) 土地建物売買契約書（第5条第3項に規定するものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、計画承認後1年以内（登録工務店等が第5条に規定する承認申請を行い、前条に規定する承認を得た計画については、計画承認後1年6箇月以内）に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、事業主体に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更を伴う補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 市産材の使用率を変更しようとするとき。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了届）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業完了届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 南予の製材業者の市産材を納品した旨の市産材納品証明書（実施要領第4 様式第3号）

(2) 登録工務店等の市産材を使用した建築である旨の市産材木造住宅建築証明書（実施

要領第5 様式第4号)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(事業の検査)

第12条 市長は、補助事業者から前条に規定する事業完了届の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認めた場合は、事業主体又は補助事業者へその旨伝えた上で、随時検査を実施することができる。

3 前2項の場合において、市長は必要があると認めるときは、事業主体又は補助事業者には是正措置を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項に規定する事業の検査の結果、適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第17条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年8月16日大洲市要綱第66号)

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年５月２４日大洲市要綱第９２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画承認申請書

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号 () -

年度において、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業を下記のとおり実施したので、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第 5 条により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 市産材使用率計算書（別紙 2）
- 3 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業大洲市産木材使用状況

市産材使用量	m ³
--------	----------------

（注）小数第 4 位までを記載し、小数第 5 位は四捨五入すること。

- 4 協議会が発行した市産木材伐採確認書（実施要領第 4 様式第 1 号）
ただし、南予の原木市場が発行した南予産木材購入証明書（実施要領第 4 様式第 2 号）に替えることができる。
- 5 建築確認書の写し又は建築工事届の写し
- 6 建築契約書等の写し（第 3 条第 1 号に該当する場合）
- 7 平面図の写し及び位置図の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

事業計画(実績)書

1 事業計画(実績)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 木材使用予定数量 | 立方メートル |
| (2) 市産材使用予定量 | 立方メートル |
| (3) 市産材予定使用率 | パーセント |
| (4) 住宅の予定延べ床面積 | 平方メートル |

2 住宅の建設場所 大洲市

3 建設契約予定年月日 年 月 日

4 工事着工予定年月日 年 月 日

5 工事完了予定年月日 年 月 日

6 施工予定業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号 () ー

7 市産材納品予定製材業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号 () ー

(別紙2)

市 産 材 使 用 率 計 算 書

主 要 部 材	部 材 名	市産材 (m ³)	市産材以外 (m ³)	合計(m ³)	市産材 使用率(%)
	土 台 ・ 大 引 ・ 根 太				
	柱 (通柱・ 管柱・間柱)				
	桁 ・ 梁 ・ 筋かい				
	小屋束・棟 木・母屋・ 垂木				
	合 計				

(注1) 材積は、m³単位とし、算出された数値に小数第4位に満たない端数があるときは、小数第5位を四捨五入する。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に小数第1位に満たない端数があるときは、小数第2位を四捨五入する。

(注3) 変更の場合は、変更前の数値を上段括弧書、変更後の数値を下段裸書とする。

作成者

大洲市長

印

年 月 日付け第 号で申請のあった、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画について、次のとおり承認することに決定したので、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

承認年月日	年 月 日
承認内容	市産材使用量 m ³
指示事項	交付申請は、計画認定後 1 年以内に行うものとする。ただし、第 5 条第 3 項に規定する承認申請を登録工務店等が申請を行い、承認を得た計画については、承認認定後 1 年 6 箇月以内に行うものとする。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 () -

年度において、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業を下記のとおり実施したので、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第 7 条により、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金計算書

市産材使用量	補助単価	補 助 金
(m^3)	($\text{円}/\text{m}^3$)	(円)

(注) 補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

- 2 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業計画承認通知書
- 3 土地建物売買契約書（第 5 条第 2 項に規定するものに限る。）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった
年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業を、下記とおり変更したいので、
大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その承認
を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業変更計画書（別紙 1）
- 3 市産材使用率変更計算書（別紙 2）
- 4 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金変更計算書

市産材使用量	補助単価	補 助 金
(m ³)	(円/m ³)	(円)

(注 1) 補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。
(注 2) 変更前のものを上段 () 書、変更後のものを下段裸書とすること。

- 5 その他市長が必要と認める書類
 - (注 1) 事業変更計画書は、要綱第 5 条の事業計画承認申請書中事業計画書の様式に準じて作成し、変更前のものを上段 () 書、変更後のものを下段裸書とすること。
 - (注 2) 市産材使用率変更計算書は、要綱第 5 条の事業計画承認申請書中、市産材使用率計算書の様式に準じて作成し、変更前のものを上段 () 書、変更後のものを下段裸書とすること。

様式第5号（第10条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 （ ） ー

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業を中止（廃止）したいので、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業完了届

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた
年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業の実績について、大洲市森林づくり
木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて届出し
ます。

記

- 1 実績報告書（別紙 1）
- 2 市産材使用率計算書（別紙 2）
- 3 大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金計算書

市産材使用量	補助単価	補 助 金
(m ³)	(円/m ³)	(円)

（注）補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

- 4 市産材納品証明書（実施要領第 4 様式第 3 号）（別添）
- 5 市産材木造住宅建築証明書（実施要領第 5 様式第 4 号）（別添）
- 6 その他市長が必要と認めた書類

（注 1） 実績報告書は、要綱第 5 条の事業計画承認申請書の事業計画書中「計画」を「実
績」に改めて作成すること。

（注 2） 市産材使用率計算書は、要綱第 5 条の事業計画承認申請書の市産材使用率計算
書の様式と同じ。

様式第7号（第14条関係）

年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金請求書

第 号
年 月 日

大洲市長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった
年度大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金について、大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円也

2 振 込 先
金融機関名

農 協 支店
銀 行
信用金庫 _____ 支所

口座の種類 普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ
口座名義人